

2019年10月25日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 536

2020年4月施行への具体・実務対応――

改正民法（債権・契約関係）の要点と法人法務

～ 学内諸規程・契約書の点検と改訂／学生・保護者・取引先との関係 ～

◇11月21日（木）開催◇

【企画協力：学校法人 城西大学】

ご参画・ご派遣のお願い

企業世界における“企業法務”の拡充に続いて、大学社会でも“大学法人法務”というジャンルの重要性が増大しております。“大学ガバナンス強化”は、即“コンプライアンス・法務強化”のための組織・体制と諸規則整備を要請します。従来からの顧問弁護士制度では対応できない程の、多分野での諸案件が継続的に発生しており、大学法人の総務部門における“法務機能・スタッフ”の拡充が急務となっております。

改正私立学校法・改正国立大学法人法とともに、改正民法（債権・契約関係）が来年4月から施行されます。いずれも大学の組織・体制と運営管理において、“戦略的発想”のもとでの具体的な実務対応が求められます。私・国・公の大学法人各位におかれては、既に情報収集を終え、個別具体の対応策等について、鋭意、検討・協議中のことと存じます。

本セミナーでは、約120年振りの大改正となった民法（債権・契約関係）の改正要点と具体・実務対応について、2人のコアパーソン講師から解説・助言をいただくとともに、質疑応答・討論の場といたしました。

大河原 遼平氏（TMI 総合法律事務所）からは、改正民法の「定型約款制度の新設」「消滅時効制度の見直し」「包括根保証禁止の拡大」「情報提供義務の新設」等による学生と保護者との新たな法律関係の要点・留意点及び、学納金・貸与型奨学の管理・回収の実務対応について論展いただきます。

高村 麻実氏（大手前大学）からは、今次改正の目玉ともいえる「定型約款」の新設とその活用について、詳解いただきます。学生との在学契約の基本となる「学則・諸規程」の定型約款としての該当性のための要件と対応及び「学生履修ガイド」等の作成上の留意点について論展いただきます。また、大学法人及び設置事業会社における様々な取引先との多様な契約類型ごとの各種契約書の雛形・マニュアルの改訂も急務であります。大学の教務と学生支援のプロの立場から、「民法」を意識した大学運営について、提言いただきます。

パンフレット版は、下記よりご覧いただけます。

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/191121.pdf>